

介護老人福祉施設  
重要事項説明書



社会福祉法人ぱる  
介護老人福祉施設いきいきタウンとだ

〒335-0014 戸田市喜沢南 2-5-23

# 介護老人福祉施設重要事項説明書

1 管理者 いきいきタウンとだ 施設長 山田 耕造

2 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-432-1500

担当 いきいきタウンとだ 猪股 圭 星野 孝太 永堀 優

受付時間 月～金曜日 9時00分～18時00分

\*不明な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

3 いきいきタウンとだの概要

(1) 提供できるサービスの種類

介護老人福祉施設サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	いきいきタウンとだ
所在地	埼玉県戸田市喜沢南2丁目5番23号
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 埼玉県 1171900549号

(3) 施設の職員体制

(単位：人・2025年11月1日現在)

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	施設長	1	0	サービス管理全般
医師	医師	0	1	診療、健康管理等
生活相談員	介護福祉士	1	0	生活上の相談等
栄養士	管理栄養士	1	1	栄養管理等
機能訓練指導員	正・準看護師	1	1	リハビリ・機能回復訓練等
介護支援専門員	介護支援専門員	1	1	ケアプランの立案・管理等
事務職員		1	1	一般事務等
看護職員	正・準看護師	4	0	健康管理業務等
介護職員	介護福祉士	22	1.9	日常介護業務等
	1級ヘルパー	4	0	
	2級ヘルパー・他	17	2.3	
厨房(調理)	調理師・他	4	3	入居者食事の調理等

\*職員数は併設している短期入居生活介護事業と合わせた人数。

(4) 施設の設備の概要

当施設は全室個室、キッチン、リビングで構成されたユニット(小規模生活単位)にそれぞれ9人ずつで生活します。居室にはトイレ・洗面台が備え付けられ、自宅と同じように生活できる環境をつくり出しています。

短期入所生活施設と併せて表示	室数	備考
個室	108室	9室で1ユニット(小規模単位)・12ユニット 全室洗面所・トイレの設置
食堂	12室	各ユニットに設置
機能訓練室	12室	各ユニットに設置
浴室	6室	一般浴槽・特殊浴槽・椅子昇降式浴槽
診療所	1室	一般診療室

(5) 防災設備の概要

自動火災報知設備、屋内消火栓、スプリンクラー設備、避難すべり台、消火器。年2回避難訓練を行っております。

災害時は職員の指示に従ってください。

(6) 協力病院

戸田中央総合病院（戸田市） 中島病院（戸田市） とだ小林医院（戸田市）

(7) 嘱託医 山入端 立志

#### 4 サービス内容

(1) 介護

ケアプランに沿って下記の介護を行います。着替え・排泄・食事・入浴等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等

(2) 食事時間等

朝食 8 時 00 分～。昼食 12 時 00 分～。夕食 18 時 00 分～。

以上の他、湯茶等のサービスがあります。場所は原則としてユニット内の食堂にて召し上がって頂きます。

(3) 入浴

週に最低 2 回入浴できます。ただし、入居者の状態に応じ、清拭となる場合があります。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員等により、入居者の心身等の状況に応じて機能回復訓練を実施します。

(5) 生活相談

生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

(6) 健康管理

当施設では、年 1 回ご家族様のご協力のもと健康診断を行います。日程については、別途ご連絡します。

(7) 特別食

当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合のために特別食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。

(8) 行政手続

行政手続の代行を施設にて受け付けることもできます。ご希望代行の際は、職員にご相談ください。料金は別途かかります。

(9) 日常費用受入支払代行

介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代行を行ないます。日常生活品の購入代金等、入居者の日常生活に要する費用で入居者個人が使用するものに要する費用は、実費をご負担いただきます。

(10) 金銭等の出納管理

ご依頼により施設で金銭等の出納管理を行います。料金は別途かかります。

(11) 所持品等の保管

特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたしますが、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。職員にお尋ねください。

(12) レクリエーション

当施設では、クラブ活動のほか季節に応じ利用者参加型行事を随時行っています。行事によっては、別途参加費がかかるものもあります。

(13) クラブ活動

利用者の希望により、書道、華道等に参加することができます。別途参加費用がかかるものもあります。

(14) 居室

全室個室です。居室は、入居者の身体状況等により施設側で決めさせていただきます。入居後、フロア・居室の変更をすることがあります。

(15) 安全管理

防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

(16) 受診

入居者が疾病、けが等で病院への受診が必要となったときはご家族にも受診協力をお願いしております。

(17) 外注食

当施設では、通常のメニューのほかに出前を行っています。

(18) 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先に連絡します。

(19) 栄養管理

入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を定期的に行っていきます。

(20) 口腔衛生管理

入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていきます。

5 料金

(1) 施設利用料（自己負担額1日あたり）介護負担割合1割、2割または3割の料金に基づきます。

項目	要介護1			要介護2			要介護3			
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
一日の費用	介護費用	701	1,401	2,101	774	1,547	2,320	852	1,704	2,555
	機能訓練加算	13	25	38	13	25	38	13	25	38
	看護体制加算Ⅰ2	5	9	13	5	9	13	5	9	13
	日常生活継続支援加算Ⅱ	48	96	144	48	96	144	48	96	144
	夜勤職員配置加算Ⅱ2	19	38	57	19	38	57	19	38	57
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ホテルコスト（個室料）	2,100			2,100			2,100		
食費	1,650			1,650			1,650			
合計	4,536	5,319	6,103	4,609	5,465	6,322	4,687	5,622	6,557	

項目	要介護4			要介護5			
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
一日の費用	介護費用	926	1,852	2,778	998	1,996	2,994
	機能訓練加算	13	25	38	13	25	38
	看護体制加算Ⅰ2	5	9	13	5	9	13
	日常生活継続支援加算Ⅱ	48	96	144	48	96	144
	夜勤職員配置加算Ⅱ2	19	38	57	19	38	57
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	-	-	-	-	-	-
	ホテルコスト（個室料）	2,100			2,100		
食費	1,650			1,650			
合計	4,761	5,770	6,780	4,833	5,914	6,996	

(2) 加算される料金（自己負担額1日あたり）介護負担割合1・2・3の割合の料金に基づきます。

項目	自己負担額（円）		
	1割	2割	3割
① 初期加算	32	63	94
② 入院・外泊加算	257	514	771
③ 入院・外泊中のホテルコスト	2,100	2,100	2,100
④ 看取り介護加算Ⅰ1（逝去日以前31日以上45日以下）	76	151	226
⑤ 看取り介護加算Ⅰ2（逝去日以前4日以上30日以下）	151	301	452
⑥ 看取り介護加算Ⅰ3（逝去日以前2日又は3日）	711	1,422	2,132
⑦ 看取り介護加算Ⅰ4（逝去日）	1,338	2,678	4,013

⑧ 日常生活継続支援加算Ⅱ	48	96	144
⑨ 夜勤職員配置加算Ⅱ2	19	38	57
⑩ 看護体制加算Ⅰ2	5	9	13
⑪ 療養食加算	7	13	19
⑫ 科学的介護推進体制加算Ⅰ (1月に1回)	42	84	126
⑬ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ (1月に1回)	4	7	10
⑭ 栄養マネジメント強化加算	12	23	35
⑮ 排泄支援加算Ⅰ	11	21	32
⑯ 排泄支援加算Ⅱ	16	32	47
⑰ 排泄支援加算Ⅲ	21	42	63
⑱ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14.0%乗じた金額		
⑲ 日常費用支払い代行代	100	100	100
⑳ テレビ使用電気代	50	50	50
㉑ 冷蔵庫使用電気代	50	50	50

- ① 入居日から30日に限って施設利用料に加算されます。(外泊中を除く)30日を超える入院、外泊後に施設に戻った場合も同様です。
- ② 入院、外泊した場合、1ヶ月につき6日まで算定されます。初日および最終日は施設利用料を算定します。
- ③ 入院、外泊した場合、居室料として、1日につき2,100円いただきます。
- ④ 看取り介護を行なった場合にあっては、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき加算されます。
- ⑤ 看取り介護を行なった場合にあっては、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき加算されます。
- ⑥ 看取り介護を行なった場合にあっては、死亡日の前日及び前々日については1日につき加算されます。
- ⑦ 看取り介護を行なった場合にあっては、死亡日に加算されます。
- ⑧ 入居者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4若しくは要介護5の者の占める割合が100分の70以上又は日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入居者の占める割合が100分の65以上であり、介護福祉士を常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1名以上配置していることで1日につき加算されます。
- ⑨ 夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上の数の介護職員又は看護職員を配置していることで、1日につき加算されます。
- ⑩ 看護職員を常勤の看護師1名以上配置し、1日につき加算されます。
- ⑪ 医師の指示により食事調整が必要な場合、1日につき加算されます。
- ⑫ 入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入居者の心身の状況等に係る基本情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出していること。
- ⑬ 入居者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価をおこない結果等LIFEを用いて厚生労働省に提出し褥瘡管理の実施にあたって当該情報等を活用している。
- ⑭ 管理栄養士を常勤換算方式で入居者の数を50で除して得た数以上を配置し、栄養状態の情報をLIFEを用いて提出し情報の活用をしていること。
- ⑮ 医師又は医師と連携した看護師が6月に1回、排泄支援の評価を行ないその評価結果等をLIFEを用いて厚生労働省に提出分析をおこないます。
- ⑯ 排尿・排便の状態の少なくとも一方の改善が見込まれ悪化がない場合。オムツ使用から使用なしに改善した場合。
- ⑰ 適切な対応を行なうことにより要介護状態の軽減が見込まれた場合。
- \*⑮⑯⑰はどれか一つとし同時の複数算定は行ないません。
- ⑱ 介護職員等処遇改善加算Ⅰは総単位数の14.0%の加算となります。
- (3) その他希望されるサービスに関する料金
- ⑲ 日常費用受入支払代行・出納管理として、一日あたり100円。
- ⑳ 室内にテレビを設置する場合等の使用電気料として1日50円。

- ② 室内に冷蔵庫を設置する場合等の使用電気料として1日50円。
- (4) 3ヶ月未満の入院や外泊のとき、入居していた居室を他の利用者に供与していただくことがあります。その場合は、ホテルコストの加算に加えて、管理費として200円いただきます。
- (5) その他希望されるサービスに関する料金
- ① 理美容サービス費 実費。
  - ② 個人的な嗜好品・補食・外注食・予防接種等は実費分。
  - ③ 外出による外食・旅行・映画・音楽鑑賞などの参加費は経費を含む実費分。
  - ④ 衣服などの日常生活用品の購入代行を行う場合で、特に入居者が指定した店舗又は施設周辺では、購入が困難な生活用品の購入代行を行った場合実費がかかります。
  - ⑤ 新聞、電話等の個人的な希望に関しましては、個人契約とし、支払い等はご家族にお願いします。
  - ⑥ その他、医療にともなう消耗品、生活消耗品は実費となります。  
\*月ごとの集計を埼玉県国民健康保険団体連合会への請求と振り分ける関係から、1日あたりの単価は1円単位で変動する場合があります。予めご了承ください。料金についてご不明な点がありましたら、遠慮なくお問い合わせください。
- (6) 支払方法  
料金を月ごとに集計し、請求しますので翌月25日に指定銀行口座から引き落としになります。事業者は領収証を発行します。
- (7) 料金の変更等  
介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明しご承諾をいただきます。

## 6 入退居について

- (1) 入居について  
入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員に入居の旨お伝えください。
- (2) 退居について
- ① 入居者のご都合で退居される場合  
退居を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。
  - ② 以下の場合、文書での届出がなくても、契約を終了となります。
    - i 入居者が、契約締結時にその身体状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
    - ii 入居者のサービス料金の支払いが、正当な理由なく支払い期限を越えて遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、その催告の日から15日以内に支払われない場合
    - iii 入居者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合
    - iv 入居者が故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者、他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい背信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
    - v やむを得ない事由により施設を閉鎖または縮小する場合
    - vi 入居者が他の介護保険施設に入居した場合、もしくは死亡した場合
    - vii 入居者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援、要介護1から要介護2と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 上記(2)による退居が行われ契約が終了した場合、入居者のやむを得ない事由により、その契約終了日の翌日以降に施設を利用することとなるときは、その利用に要する実費を請求します。

## 7 当施設は、入居者の施設内での以下の行為を禁じます。

- (1) 決められた場所以外での喫煙。
- (2) サービス従事者または他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- (3) その他決められた量以外の私物の持ち込み

## 8 その他

- (1) 入居者への食べものの持ち込みは、その場で食べきれぬ量にして下さい。また、持ち込む際は必ず職員に声をかけて下さい。
- (2) 施設への訪問時間は8時30分から19時30分までです。(時間外の場合は、ご連絡ください)  
※来館者は、必ず来訪簿にご記入ください。
- (3) 入居者の家族及び知人等の来訪は、原則自家用車では来所できません。施設建設の際の近隣との約束です。守れない場合は、入居できません

## 9 サービスに関する苦情・相談窓口

電話 048 (432) 1500

- (1) 苦情解決責任者 施設長 山田 耕造
- (2) 苦情受付担当者 副施設長 猪股 圭
- (3) 戸田市 長寿介護課 048-441-1800
- (4) 埼玉県国民健康保連団体連合会 介護保険課 048-824-2537
- (5) 第三者委員 戸部 一男 048-432-8308 加藤 百合子 048 - 442-2465

## 10 非常災害対策について

- (1) 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ないます。

## 11 業務継続計画の策定について

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練(年1回以上)を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

## 12 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止について

- (1) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施します。
- (2) 当施設内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかに対応を行ないます。
- (3) 感染症若しくは食中毒の入居者又はそれらの疑いのある方の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関と連携を図るとともに管轄の市町村又は保健所に報告し指示を求めることその他の措置を講じます。

## 13 虐待防止について

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとと

もに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 従業者は虐待の防止のための研修を定期的実施します。

2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

#### 14 個人情報の保護について

(1) 入居者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

(2) 施設が得た入居者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者及びその家族の了解を得るものとします。

(3) 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後も、これらの秘密を保持します。

#### 15 その他運営に関する重要事項について

(1) 入居者又は入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについては、身体拘束等の適正化のための指針に基づいて行うものとします。

#### 16 緊急連絡先 \*引越し等連絡先の変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

第一緊急連絡先	氏名		続柄	
	住所	〒		
	電話番号			
	備考			
第二緊急連絡先	氏名		続柄	
	住所	〒		
	電話番号			
	備考			
第三緊急連絡先	氏名		続柄	
	住所	〒		
	電話番号			
	備考			

#### 15. 第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日 年 月 日	評価機関名称：
		結果の開示	1. あり 2. なし
	2. なし		

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入居に当たり、入居者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業者 社会福祉法人 ぱる  
所在地 埼玉県戸田市喜沢南2丁目5番23号  
事業所 介護老人福祉施設 いきいきタウンとだ  
代表者 施設長 山田 耕造 印

説明者 所属 いきいきタウンとだ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

2025/11/1